

広野町 帰還環境整備事業計画 令和2年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 内閣府

令和2年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

Main data table with columns: No., 事業番号, 事業名, 地区名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 基本国費率, 交付対象事業, 交付対象事業費, 当該年度(注4), うち交付金交付額, 年度間調整額(注5), 備考. Includes rows for various projects like '内閣府ばく後室事業' and '帰還住民個人経営計画管理業務'.

Summary table with columns: 県名, 市町村名, 担当部署名, 担当部署名, 担当者氏名, メールアドレス, 電話番号. Values: 福島県, 広野町, 復興企画課, 0240-27-1251, 大和田 敬, toru.o01@town.hirono.fukushima.jp.

(注1) 事業番号は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。(注2) 事業名は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。(注3) 事業名は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。なお、下段<>書きについては、自動計算される。(注4) 基本国費率は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第50の1の(3)におけるbと同様)。(注5) 年度間調整額は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合には、その規定に基づき算定すること。また、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合には、その規定に基づき算定すること。また、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合には、その規定に基づき算定すること。(注6) 各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には、事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。(注7) 基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には、事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

広野町 帰還環境整備事業計画 令和2年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 原子力規制庁

令和2年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ことに作成して下さい

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (注3)	当該年度(注4)		うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注5) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(注5) (該当する場合は外記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域外町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)		年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
16	(3) - 22 - 1 - -	放射線モニタリングポスト設置事業	広野町域	町	町	直接	10/10	(0) 1,135 <1,135>	(0) 1,135 <1,135>	(0) 1,135 <1,135>	(0) 0 <0>		
							合計額	(0) 1,135 <1,135>	(0) 1,135 <1,135>	(0) 1,135 <1,135>	(0) 0 <0>		

県名	福島県	復興企画課	担当者氏名	大和田 徹
市町村名	広野町	0240-27-1251	メールアドレス	konu.01@covw.hiro.no.fukushima.jp
地方公共団体の組合名				

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるのと同様)

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるのと同様)

(注4)「上段()」は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。